

# ごみ処理手数料・ごみ処分手数料の 見直しについて(案)

令和元年12月

登別市 市民生活部 環境対策グループ

# 本日の説明内容

- ◆ごみ関連手数料とは
- ◆手数料見直しの背景
- ◆ごみ処理に係る経費・手数料収入割合の推移
- ◆手数料見直しの必要性
- ◆ごみ処理に係る経費・手数料収入割合の今後の見通し
- ◆手数料改定の考え方
- ◆手数料の現行と改定後の比較
- ◆市民への影響額
- ◆今後のスケジュール

# ごみ関連手数料とは

## 『ごみ処理手数料』とは

市がごみステーションから収集するごみに関するものであり、排出時に指定ごみ袋の使用を義務付けることにより、市民に負担いただいているもの



## 『ごみ処分手数料』とは

市民及び事業者がクリンクルセンターに自ら持ち込むごみに関するものであり、持ち込みに際して負担いただいているもの





# 手数料見直しの背景

建設当初

平成12年4月のクリンクルセンター稼働に伴い、受益者負担を導入することで、政策・施策効果を得るとともに財政負担の軽減を図るため、ごみ関連手数料の一部有料化を導入。

- ・ごみの排出抑制や再利用の促進
- ・排出量に応じた費用負担による公平性の確保
- ・市民や事業者のごみの排出に係る意識改革

ごみ処理に係る経費に対する手数料収入の割合は……

これまでの取組

▽経費の抑制▽

- ・ 廃棄物処理施設の稼働年数は、一般的に20年程度とされているが、施設を構成する設備・機器の中には、20年程度経過しても部分的な補修で設備等の健全度を回復することが可能なものも少なくないことから、クリンクルセンターでは30年間稼働できるよう、平成22年度から計画的に適時適確な延命化対策を行い、施設建替えの周期を長期化することで、トータルコストをおよそ4割低減している。
- ・ 効率的な運転による電力使用量の抑制 など

▽維持補修費の将来へ向けての平準化▽

平成22年度からの延命化対策工事の財源に地方債を活用することによって、それに係る財政負担を将来に向けて平準化し、手数料の引き上げを抑制してきた

現在

▲地方債元利償還の本格化に加え、当初想定していなかった経費の増加▲

平成26年度から中間改修事業に係る地方債の元利償還がいよいよ本格化してきたのに加え、平成23年の東日本大震災以降の復興需要や、オリンピックを控えた建設需要による労務単価・資材価格の上昇により、委託料や維持補修費が高騰

少なくとも20%分を市民や事業者に負担いただくことを前提として設定

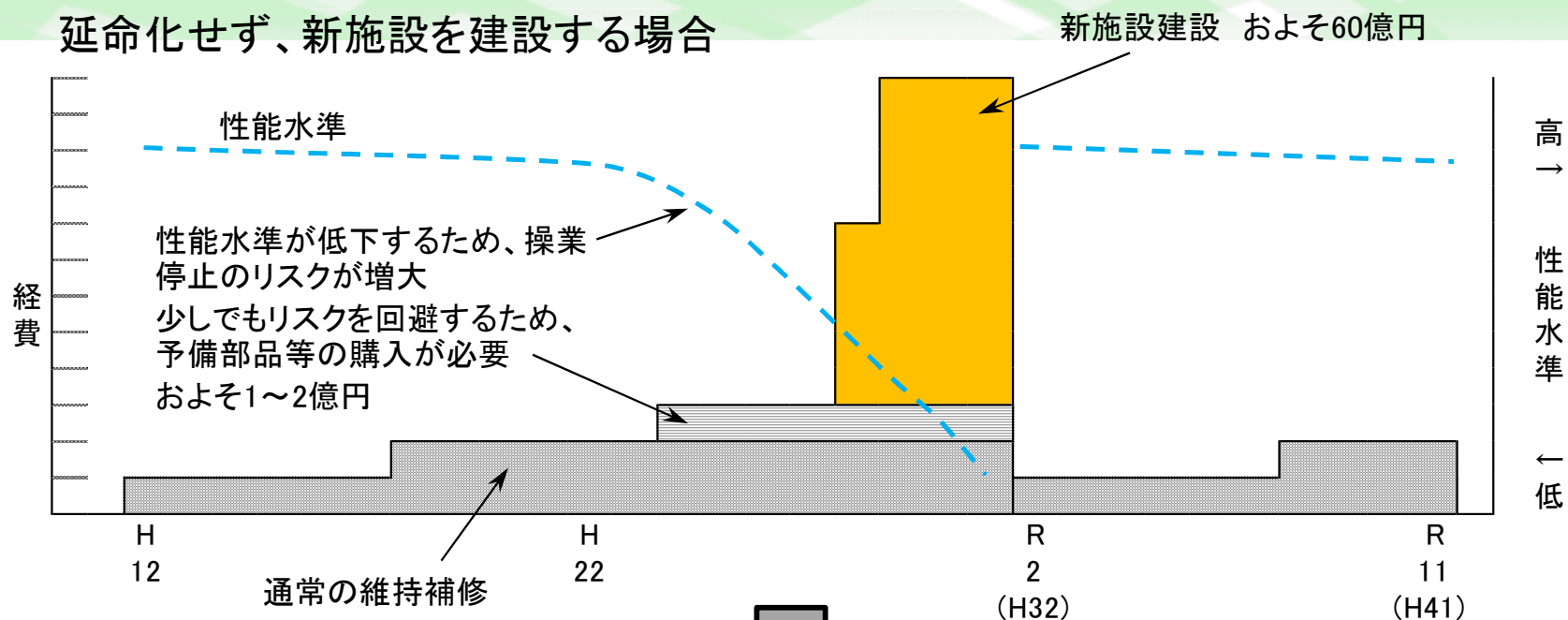
【中間改修事業開始後から平成26年度まで】  
23%以上を維持

年々低下

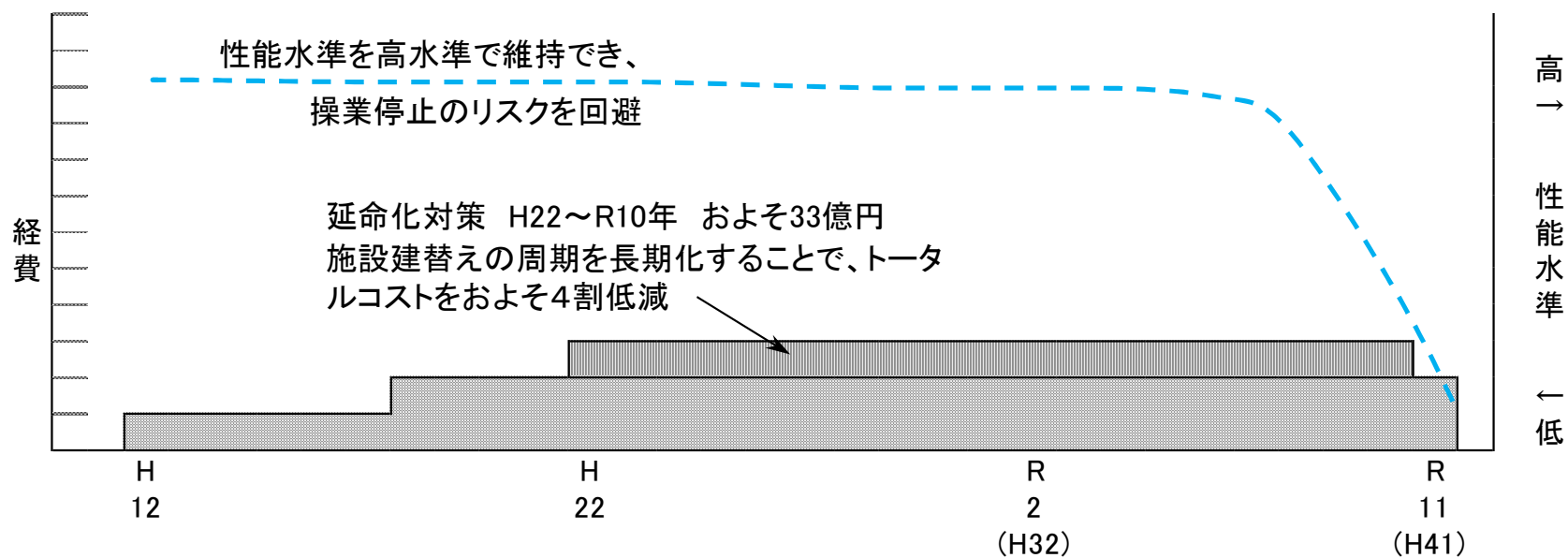
【平成29～30年度】  
かろうじて20%台を維持

# [参考] クリニカルセンター—延命化事業

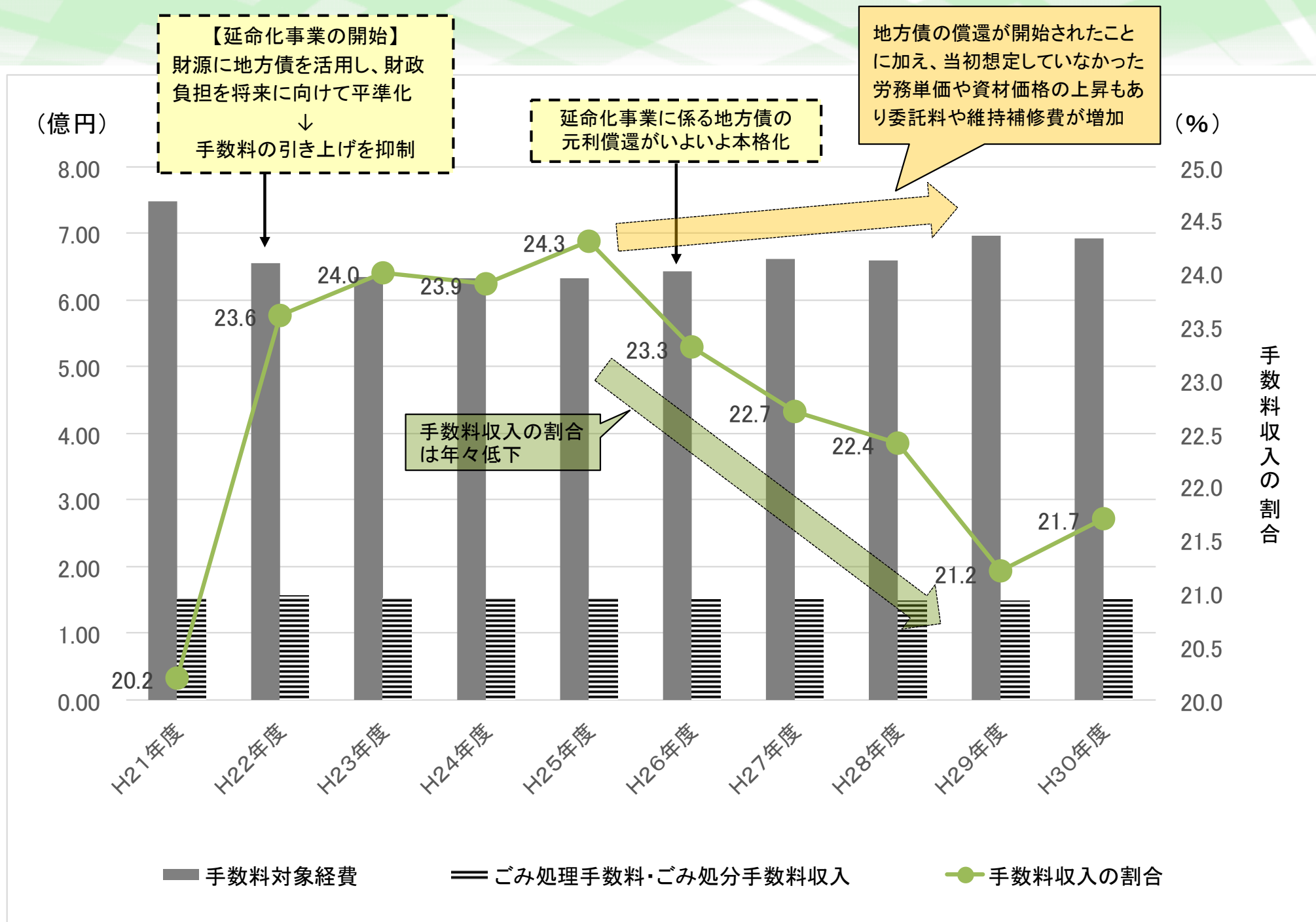
## 延命化せず、新施設を建設する場合



## (現在の姿) 早期に延命化対策に着手した場合



# ごみ処理に係る経費・手数料収入割合の推移(1)



# ごみ処理に係る経費・手数料収入割合の推移(2)

(単位:億円)

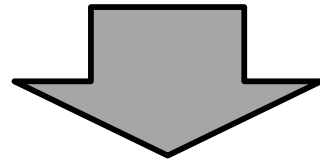
区 分	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
手数料対象経費【A】(①-②)	7.48	6.54	6.33	6.31	6.32	6.43	6.60	6.59	6.95	6.91
ごみ処理経費(①)	7.77	8.00	8.42	8.23	8.62	9.92	10.53	10.13	10.14	9.84
①のうち公債費	0.00	0.00	0.01	0.02	0.16	0.17	0.27	0.40	0.54	0.72
特定財源(②)	0.29	1.46	2.09	1.92	2.30	3.50	3.92	3.53	3.19	2.93
ごみ処理手数料・ごみ処分手数料収入【B】	1.51	1.55	1.52	1.51	1.53	1.50	1.50	1.48	1.47	1.50
手数料対象経費に対する 手数料収入の割合【B/A】	20.2%	23.6%	24.0%	23.9%	24.3%	23.3%	22.7%	22.4%	21.2%	21.7%

# ごみ関連手数料見直しの必要性

●令和2年度以降、過去の延命化事業に係る公債費が増大するうえ、労務単価や資材価格の高止まりや、人口減に伴いごみ処理量が減少することによる手数料収入の減などが重なり、受益者負担割合は本来想定する20%を大きく割り込むことが見込まれ、これによる財政運営への影響(一般財源の増加)や、負担の公平性を考慮すれば、手数料の見直しを行うことが必要

●登別市・白老町の1市1町での単独処理の継続を決定したことによる、令和12年度以降の再延命化または新施設建設に際しての大規模な財政支出を考えれば、将来を見据えた基金積み増しも視野に、手数料の見直しを行うことが必要

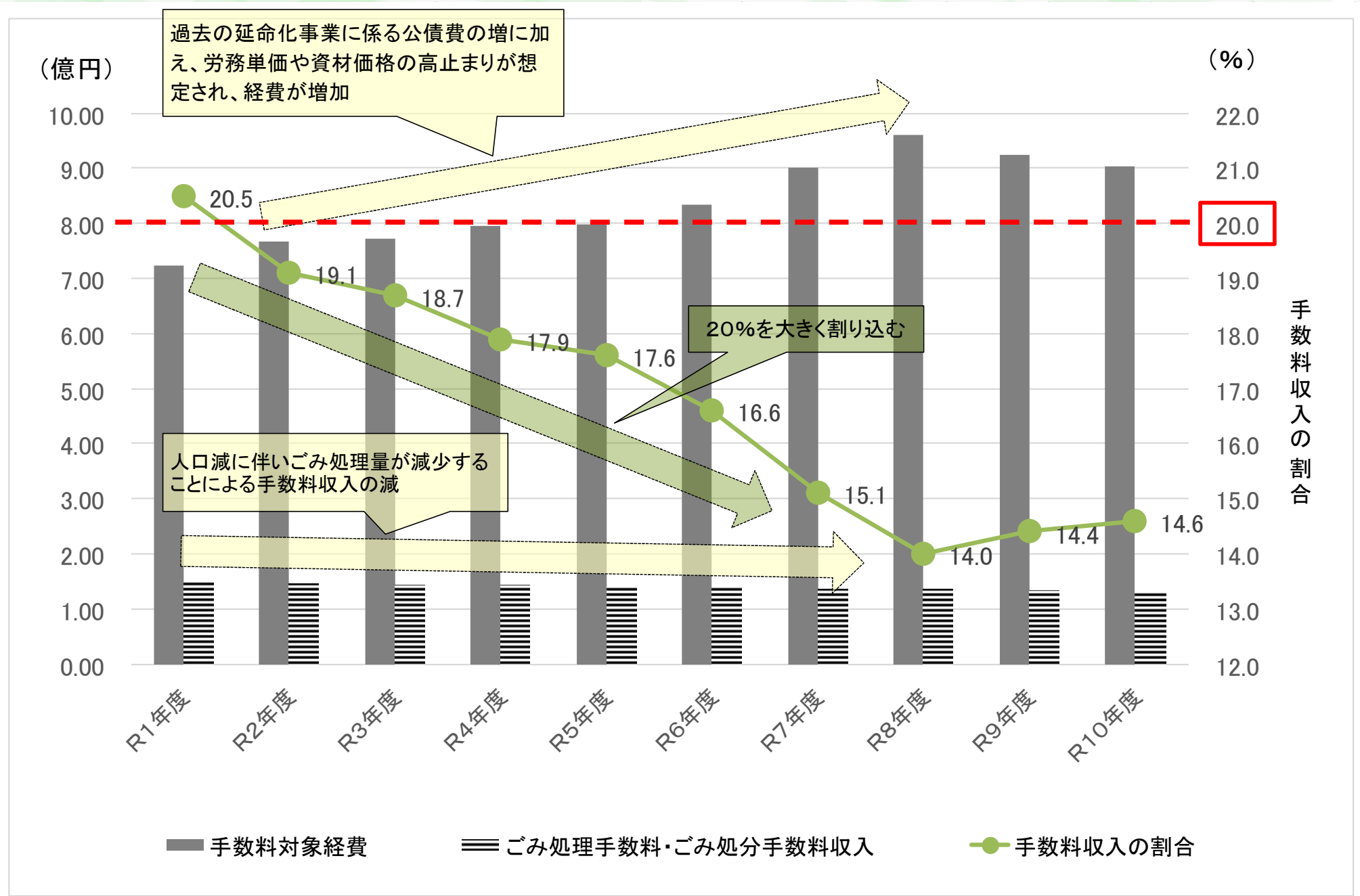
手数料引き上げを機に市民の皆様や事業者の皆様にごみの減量化に取り組んでいただくことで、R12以降のごみ処理体制として新施設建設が採用された場合、施設規模のダウンサイジングに繋げることができる。



総合的に勘案した結果、ごみ処理手数料、ごみ処分手数料の改定が必要と判断



# ごみ処理に係る経費・手数料収入割合の今後の見通し(1)



# ごみ処理に係る経費・手数料収入割合の今後の見通し(2)

(単位:億円)

区 分	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度
手数料対象経費【A】(①-②)	7.23	7.67	7.73	7.95	7.97	8.33	9.02	9.61	9.23	9.03
ごみ処理経費(①)	10.21	9.91	10.59	11.47	11.12	11.04	10.50	11.12	10.84	10.66
①のうち公債費	0.90	1.24	1.31	1.48	1.57	1.84	2.27	2.87	2.77	2.64
特定財源(②)	2.98	2.24	2.86	3.53	3.15	2.71	1.48	1.51	1.61	1.64
ごみ処理手数料・ごみ処分手数料収入【B】	1.48	1.46	1.44	1.42	1.40	1.38	1.36	1.35	1.33	1.31
手数料対象経費に対する 手数料収入の割合【B/A】	20.5%	19.1%	18.7%	17.9%	17.6%	16.6%	15.1%	14.0%	14.4%	14.6%

# 手数料改定の考え方(1)

①対象期間 令和2年度から令和11年度までの10年間を算定対象期間

※経済情勢等に大きな変動がない限り、令和11年度までの間は、引き上げを行わないことを前提

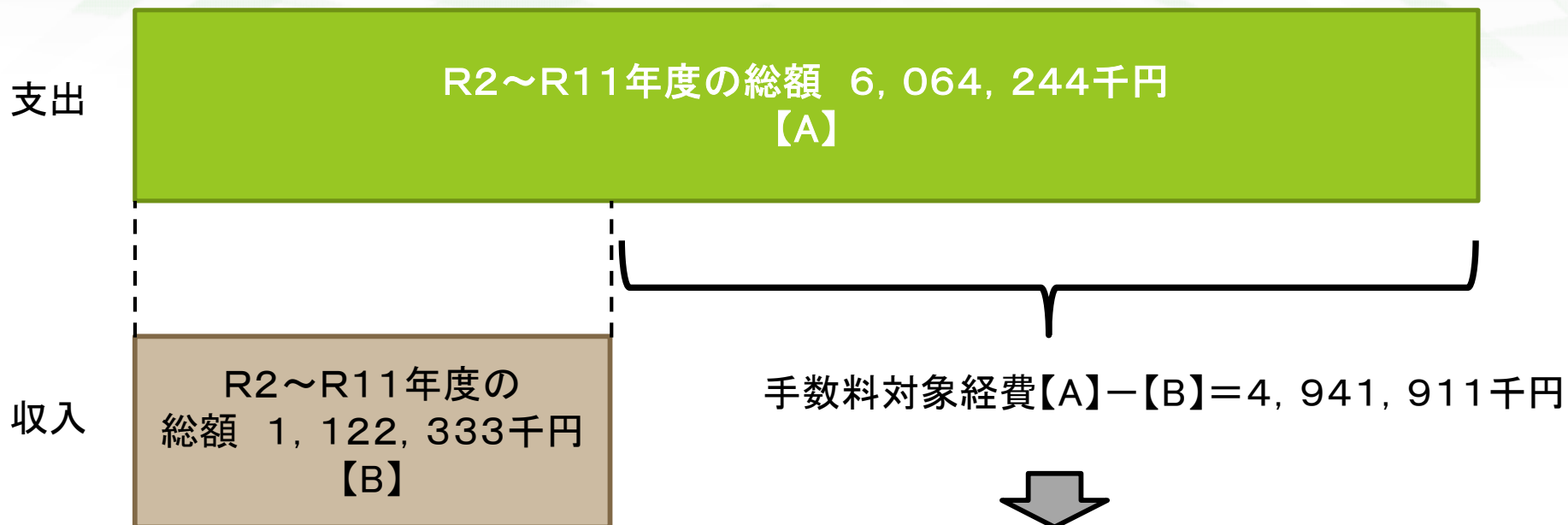
②改定幅 令和2年度から令和11年度のごみ処理に係る総経費、ごみ処理総量を推計したうえで、各手数料の対象経費を算出するとともに、単体量あたりのごみ処理コストを算出し、その20%を受益者負担とする

ごみ処理手数料	R2年度～R11年度
期間中の手数料対象経費 総計【A】(①-②)	4,941,910,903 円
ごみ処理に係る総経費(①)	6,064,244,158 円
上記総経費に対する特定財源(②)	1,122,333,255 円
手数料対象となるごみ処理総量【B】	72,748,300 kg
ごみ1kgあたりのコスト【C】(A/B)	67.93 円
ごみ1kgあたりのコスト【D】(C×2.5/10)	16.98 円
ごみ1kgあたりの市民負担額(D×0.2)	<b>3.40 円</b>

ごみ処分手数料	R2年度～R11年度
期間中の手数料対象経費 総計【A】(①-②)	3,563,078,616 円
ごみ処理に係る総経費(①)	4,646,260,213 円
上記総経費に対する特定財源(②)	1,083,181,597 円
手数料対象となるごみ処理総量【B】	81,469,560 kg
ごみ10kgあたりのコスト【C】(A/B)	437.35 円
ごみ10kgあたりの市民負担額(C×0.2)	<b>87.47 円</b>

# 手数料改定の考え方(2)

ごみ処理手数料を例に……



ごみ処理量1 $\text{ト}$ あたりのコストは……

$$\frac{4,941,911 \text{千円}}{\text{R2~R11年度のごみ処理総量: } 72,748,300 \text{kg}}$$
$$= 67.93 \text{ (円/kg)}$$
$$= 67.93 \text{ (円/kg)} \times 2.5 \text{ (kg)} \div 10 \text{ (ト)}^*$$
$$= 16.98 \text{ (円/ト)}$$

※10 $\text{ト}$ のごみ袋に入るごみ量を2.5kgと想定して算出

$$16.98 \text{ (円/ト)} \times 20\%$$
$$= 3.40 \text{ 円 (円/ト)}$$





# 手数料改定の考え方(3)

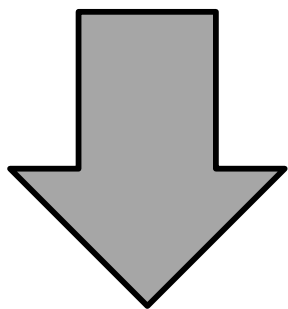
## 改定幅の検証結果.....

### ●ごみ処理手数料

現行 2円／リットル      検証結果 3.40円／リットル..... 70.0%の上昇

### ●ごみ処分手数料

現行 50円／10kg      検証結果 87.47円／10kg..... 74.9%の上昇



検証結果どおり改定した場合、各手数料ともに現行から70%以上の上昇となり、市民生活に多大な影響を与えることが予想される。一方、上記の検証結果は、期間中に見込まれるごみ処理に係る総経費と総処理量を試算し、その20%分について市民に負担いただくことを前提に試算したものであり、これを大幅に引き下げた場合、財政運営に大きな影響が生じ、ひいては他分野において市民生活に大きな影響が生じることも予想される

## 改定(案).....

◆ごみ処理手数料      **3円**／リットル..... 現行から50%の引き上げ

◆ごみ処分手数料      **80円**／10kg..... 現行から60%の引き上げ

# 手数料の現行と改定後の比較

## 現行と改定後の手数料比較

区分		現行		改定後		改定幅		
		1枚あたり	10枚入り1組	1枚あたり	10枚入り1組	1枚あたり	10枚入り1組	
ごみ 処理 手数料	燃やせるごみ  燃やせないごみ	40ℓ	80円	800円	120円	1,200円	+ 40円	+ 400円
		30ℓ	60円	600円	90円	900円	+ 30円	+ 300円
		20ℓ	40円	400円	60円	600円	+ 20円	+ 200円
		10ℓ	20円	200円	30円	300円	+ 10円	+ 100円
	ごみ処理券		160円	—	240円	—	+ 80円	—
ごみ 処分 手数料	100kgまで		500円		800円		+ 300円	
	100kgを超える場合 10kgごとに加算		50円		80円		+ 30円	

# 市民への影響額(モデル世帯において)

燃やせるごみ

モデル世帯名	世帯人数	1人1日当たり ごみ排出量 (g/人・日)	世帯の 年間排出量 (kg)	世帯の 1回当たりごみ 排出量(kg) <sup>※1</sup>	必要な ごみ袋種別 <sup>※2</sup>	世帯の 年間使用枚数 (枚) <sup>※1</sup>	年間のごみ袋代金 〔1か月あたりに換算(÷12か月)〕		
							現行(円)	改定後(円)	影響額(円) <sup>※3</sup>
夫婦、子供3人	5	428	781	7.51	40 <sup>リットル</sup> 袋	104	8,320 〔693〕	12,480 〔1,040〕	4,160 〔347〕
夫婦、子供2人	4		625	6.01	30 <sup>リットル</sup> 袋	104	6,240 〔520〕	9,360 〔780〕	3,120 〔260〕
夫婦	2		312	3.00	20 <sup>リットル</sup> 袋	104	4,160 〔347〕	6,240 〔520〕	2,080 〔173〕
单身	1		156	1.50	10 <sup>リットル</sup> 袋	104	2,080 〔173〕	3,120 〔260〕	1,040 〔87〕

※1 …… 週2回排出するものとして

※2 …… 10<sup>リットル</sup>袋に2.5kg入ると仮定して

※3 …… 一人あたりのごみ排出量は現状と増減がないものとして計算

燃やせないごみ

モデル世帯名	世帯人数	1人1日当たり ごみ排出量 (g/人・日)	世帯の 年間排出量 (kg)	世帯の 1回当たりごみ 排出量(kg) <sup>※1</sup>	必要な ごみ袋種別 <sup>※2</sup>	世帯の 年間使用枚数 (枚) <sup>※1</sup>	年間のごみ袋代金		
							現行(円)	改定後(円)	影響額(円) <sup>※3</sup>
夫婦、子供3人	5	18	33	8.25	40 <sup>リットル</sup> 袋	4	320	480	160
夫婦、子供2人	4		26	6.50	30 <sup>リットル</sup> 袋	4	240	360	120
夫婦	2		13	3.25	20 <sup>リットル</sup> 袋	4	160	240	80
单身	1		7	1.75	10 <sup>リットル</sup> 袋	4	80	120	40

※1 …… 年4回排出するものとして

※2 …… 10<sup>リットル</sup>袋に2.5kg入ると仮定して

※3 …… 一人あたりのごみ排出量は現状と増減がないものとして計算

# 今後のスケジュール

令和2年第1回定例会へ条例改正案を提案することとしたうえで、十分な周知期間を設けるため、令和3年4月1日からの手数料改定としたい。

令和元年 1 1月下旬	登別市環境保全審議会へ諮問
令和元年 1 2月	登別市環境保全審議会での審議
令和元年 1 2月中旬	住民及び事業者への説明会
令和2年 1月	広報紙へ改定方針案を掲載
令和2年 1月上旬	登別市環境保全審議会からの答申
令和2年 1月中旬	答申内容を踏まえて市の改定方針を決定 登別市議会へ情報提供
令和2年 2月	広報紙へ改定方針を掲載
令和2年 2月中旬	登別市議会第1回定例会へ提案